

(務) 第6号

【A0000 | 30年 | 平成58年04月01日 | 企 画】

平成28年3月25日

本部各部課長 殿
各警察署長

三重県警察本部長

三重県警察における国旗及び国歌に関する要綱の制定について（例規通達）

三重県警察における国旗及び国歌に関する要綱を別添のとおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

三重県警察における国旗及び国歌に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、国旗の掲揚等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 国旗の掲揚

(1) 国旗を掲揚する庁舎

国旗は、次に掲げる庁舎において掲揚する。

- ア 三重県警察本部庁舎
- イ 三重県警察本部交通部運転免許センター庁舎
- ウ 三重県警察本部警備部機動隊庁舎
- エ 三重県警察学校庁舎
- オ 警察署庁舎

(2) 国旗を掲揚する日

国旗は、開庁日（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日をいう。）及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日をいう。）に掲揚する。

(3) 国旗を掲揚する時間

国旗を掲揚する時間は、おおむね午前8時から午後5時15分までの間とする。

(4) 国旗を掲揚する場所

国旗は、屋外に掲揚する。

(5) 降雨時等の掲揚

降雨時等、屋外に国旗を掲揚することが困難であると認める場合は、国旗を掲揚することを要しない。

3 国歌の斉唱等

各種行事を開催する場合は、その内容に即し、国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。